

杉並区立三谷小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成29年3月に、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂されました。本校でも、国の方針を参考し、「三谷小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

本校は、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とし、以下の基本方針をここに示します。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

◎いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と※1一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は※2物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

※1 「一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学級、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあい合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

◎いじめに対する留意点

- 児童同士が対等な関係ではなく、いじめられる者に身体的・心理的な苦痛を感じさせている。
- 「心理的、身体的に苦痛を伴う行為」とあるが、この「苦痛」の程度は、受け取る者によって異なる。
- いじめには、観衆（はやし立てる、面白がって見る等）と、傍観者（見て見ぬふりをする等）がいる場合がある。

◎いじめ問題への基本的な考え方

- ・いじめの発生を見逃さず、学校として組織的にかつ迅速に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめは、どの学校、学年、学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

1 本校におけるいじめ防止などに関する取組

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について（別表1）

2 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

3 いじめ防止に向けた校内組織

6月と11月に実施される、都の「ふれあい月間」を活用し、いじめに関するアンケートを年3回実施し（6月・11月・2月）、実態調査を行う。なお、このアンケートは、原則3年保存とする。実態の調査結果をもとに、いじめ対策委員会において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。計画が着実に実施できるようにマネジメントを、副校長・生活指導主任が担当する。解決まで適宜、いじめ対策委員会を開き、迅速に対応する。

また、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め実行する。

委員会メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当教諭・スクールカウンセラーとする。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

「いじめはどこでも起こり得る」といった危機意識を高め、迅速な対応を推し進めるために、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の時期にあわせ、生活指導主任や専門的知識を有するスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。また、「いじめ発見チェックリスト」を活用し、児童の実態把握を行うことで未然防止に向けた対応能力の向上を図る。内容は「いじめ問題の見方・考え方」「いじめの早期発見」を中心に行い、全教職員がいじめに対する共通理解が図れるようにする。

その他、「いじめの未然に向けた学校の対応」「いじめの早期発見のための情報共有の工夫」「いじめの早期対応と校内体制」「保護者・地域との連携」「スクールカウンセラーとの連携」「相談環境の充実」「児童との効果的な面接の実施」「警察との連携」の内容は、必要に応じて生活指導全体会の中で校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー等を講師に研修を行う。

5 その他

学校での取組、各家庭での取組、地域での取組についてまとめたものを別表として記す。